

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動も含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成30年5月18日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山 尚 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
さきがけ	田場虎	笠原格	那覇市前島2丁目4番20号
吉田勝廣後援会	小橋川勝雄	吉田解	金武町字金3464-1
みやぎひろし後援会	親泊元光	仲宗根真也	沖縄市泡瀬3丁目11番8号
兼浜朝徳後援会	高江洲常功	池間和彦	多良間村字塩川94

※ 平成30年4月4日に上記内容を公表した際、政治団体「ナカマ均後援会市民の会」も該当団体としておりましたが、誤りであったため削除しております。